

Q&A

1. 所得証明書について

Q1 被扶養者は無職で収入がありませんが、所得証明書は必要ですか。

A1	無収入であるという証明が必要です。市区町村が発行する令和8年度 ^① の非課税証明書等（令和7年収入分）をご提出ください。 なお、対象者が配偶者（無職または給与収入のみ）の場合は、以下の①または②で代替できます。 ①被保険者の令和7年分 源泉徴収票（控除対象配偶者の有無等欄の「有」に*等が印字されたもの） ②被保険者の令和8年度 住民税決定通知書（控配（控除対象配偶者）欄に*が印字されたもの） ※配偶者控除の対象であっても事業収入・年金等がある場合は代替できません。（Q&A4ご参照）
----	--

Q2 所得証明書はどこで取り寄せることができますか。

A2	令和8年1月1日時点に住民票のあった市区町村で発行されます。令和8年度課税（非課税）証明が令和7年1月～12月の収入になります。（例年、年度の間違いが少なくありません。令和7年1月から12月の収入の証明が必要です。）住民税の申告がされていないと発行されませんので、無収入の方も市区町村の窓口にご確認の上（一部対応していない市区町村もあります）、税務申告をして所得証明書を提出してください。
----	--

2. 事業・不動産収入について

Q3 自営業を営んでいます。所得証明書に所得が記載されているのに、確定申告書や収支内訳書の写しが必要ですか。

A3	健康保険は税法上の所得ではなく、生計を維持するために投入し得る収入額で判断します。直接的経費とは見なせない減価償却費、交際贈答費、青色申告特別控除額等を確認しますので、確定申告書と収支内訳書をご提出ください。
----	--

Q4 配偶者は、不動産収入や、配当収入がありますが、昨年は配偶者控除の適用を受けています。確認資料は被保険者の源泉徴収票でよろしいですか。

A4	給与および年金以外の収入がある方は、確認資料として確定申告書と収支内訳書をご提出ください。（Q&A3と同様の理由です。）
----	--

3. 年金収入について

Q5 被扶養者は63歳でパート収入の他に年金があります。確認資料は何を提出すればよろしいですか。

A5	被扶養者の令和7年分 源泉徴収票（または令和8年度 住民税決定通知書）と直近の年金額改定通知書等をご提出ください。もし、源泉徴収票等が無い場合は、所得証明書（Q&A2ご参照）と直近の年金額改定通知書等をご提出ください。
----	---

Q6 年金収入とは、公的年金のみですか。

A6	企業年金や生命保険の個人年金等、継続的に受給するものは全て収入とみなします。また、非課税の障害年金や遺族年金等も収入となります。
----	--

Q7 年金額の方から確認資料は昨年の収入分でよろしいですか。所得証明書ではいけませんか。

A7	年金額は変わることもありますので、直近の年金額改定通知書・年金支払通知書等の写しをご提出ください。所得証明書は昨年の収入であり、非課税年金（遺族年金・障害年金）は記載されないため、直近の年金額改定通知書等のご提出をお願いします。
----	--

4. 確認資料が不要な場合

Q8 子が令和8年3月に学校を卒業して無職の場合、所得証明は必要ですか。

A8	備考欄にその旨、ご記入ください。所得証明等の確認資料は不要です。 なお、予備校生の場合は、学生証等を提出してください。
----	--

Q9 令和7年途中に退職し認定された被扶養者の令和7年の年収は130万円以上です。退職後の収入はありませんが、調査票はどうしたらよいですか。

A9	備考欄に「令和7年〇月認定以降は無職」である旨記入してご提出ください。収入がある場合は直近3カ月の給与明細等を提出してください。
----	--

5. 年収基準を超えても扶養が継続される場合

Q10 遺産相続で被扶養者の令和7年の収入が130万円以上です。扶養から外すべきですか。

A10	年収基準を超えた理由が相続や不動産売却等に伴う一時的な収入増加である場合は扶養から外す必要はありませんので、確定申告書および収支内訳書の写しに補記のうえ、ご提出ください。 ただし、不動産、株式を相続したことに伴い発生した家賃収入や配当収入など継続性のあるものは収入とみなしますので、ご注意ください。
-----	--

6. 削除手続きが必要な場合

Q11 被扶養者が就職しているので、扶養から外したいのですが、どうしたらよいですか。

A11	「被扶養者削除届」に、「新たに取得された資格情報のお知らせ等の写し」、交付されていれば「当健保の資格確認書」を添付して、事業主様所で（任意継続被保険者の方は直接）当健保へ提出してください。調査票は該当者を二重線で抹消し、備考欄にその旨記入してください。なお、2026年7月21日以降に当健保へ届け出された内容は調査票に反映されていけませんので、届出済の場合はその旨ご記入ください。
-----	--

Q12 被扶養者の今年のパート収入が130万円以上になりそうです。配偶者の勤務先に健康保険の適用がある場合は、どうしたらよいですか。（収入が130万円未満の場合でも、健康保険が適用されるときは同様の手続きが必要です。）

A12	勤務先で新しく取得された健康保険の資格取得日から、当健保の資格を喪失しますので、被扶養者削除届を別途提出してください。（Q8A11ご参照） もし、勤務先に健康保険の適用が無い場合は、国民健康保険に加入します。加入手続きに必要な資格喪失証明書を発行しますので、130万円以上となることが確定した時点で速やかに被扶養者削除届をご提出ください。
-----	--

Q13 被扶養者（配偶者）が今年1月に働き始めましたが、2月に退職したので削除届を提出しないまま、りそな健保の保険証を使用しています。何か問題はありますか。

A13	国民年金に未加入となっている可能性があります。 就職の際に国民年金の第3号被保険者から第2号被保険者に変更され、退職の際に第2号被保険者資格を喪失しています。改めて届出をしなければ第3号被保険者になります。速やかに当健保に連絡し必要な手続きを行ってください。
-----	--

7. 年収の壁

Q14 パート勤務をしていますが、人手不足で一時的に勤務時間が増えて130万円以上となってしまいました。

A14	パート、アルバイトで働く方が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に増えた場合でも事業主がその旨を証明することで引き続き被扶養者として認められる場合があります。（厚労省のHP等をご参照ください） 事業主証明は調査票に同封の上、期限までにご提出ください。 また、今年の年末時点で19～22歳の（配偶者を除く）被扶養者については、150万円未満に収入要件が変更されていますので、ご注意ください。
-----	--

Q15 パート勤務をしていますが、人手不足により時給がアップし130万円以上となってしまいました。

A15	契約変更等により時給が上がり、契約通り勤務した場合に収入超過が見込まれる場合は、認定基準を満たさないこととなります。（上記A14は適用されないのでご注意ください）
-----	---

8. 夫婦共同扶養について

Q16 配偶者は扶養に入っていないのに、なぜ配偶者の所得証明が必要なのですか。（子が被扶養者の場合）

A16	両親の双方に収入がある場合は「子は収入の多い方の扶養に入る」ことが健康保険の認定基準です。 したがって、子が被扶養者で配偶者が被扶養者でない場合も、調査票の「夫婦共同扶養の確認欄」にチェックが入っている場合は、配偶者の所得証明書の提出が必要となります。 なお、配偶者の収入が給与のみで、昨年1年を通して育児休業を取得していたため源泉徴収票がない場合は、備考欄に育児休業取得期間を記入してください。
-----	--

Q17 子が被扶養者で、現在育児休業中です。配偶者の年収確認資料の提出は必要ですか。

A17	当健保の被保険者が育児休業中の場合、子は調査対象外となります場合がありますので備考欄に「〇年〇月～〇年〇月 育児休業取得」と記入してください。
-----	---

9. その他（同居・別居等）

Q18 扶養認定の際に同居していた親と現在は別居しています。近くに居住し物質的な援助をしていますか仕送りが必要ですか。

A18	透明性・公平性の観点から物質的援助だけでは対象者の生計を維持しているとは見なせませんので、仕送りが必要です。なお、同居・別居については、住民票で確認します。
-----	--

Q19 別居である場合はどのような確認書類が必要ですか。

A19	生計維持関係を確認するため、送金実績が確認できる資料が必要です。（フローチャート「D」ご参照） ただし、「被保険者が単身赴任（配偶者・子が被扶養者の場合）」、「被扶養者である子が学生」の場合は不要です。
-----	--

Q20 9月末で退職する予定です。その場合、調査票は提出しなくてもよいですか。

A20	退職後、当健保の任意継続被保険者となる場合は必要です。（未定の場合も含む） 国民健康保険・他健保へ加入する場合は、その旨メモを付けて健保へご返却ください。
-----	--

<記入要領>

- ①被扶養者の氏名を確認し、「同居・別居欄」「学生の確認欄」「現在の収入状況欄」に現況をすべて記入してください。
(補足事項があれば備考欄にご記入ください)
- ②夫婦共同扶養欄の「確認要」にチェックがある場合は、確認欄のご記入をお願いします。
- ③記入内容について確認させていただく場合がありますので、日中連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ④確認資料欄が「必要」または「要」の場合は、確認資料のご提出をお願いします。(確認資料フローチャートご参照)
- ⑤調査票の左上に確認資料をホッチキス留め、返信用封筒に所属部署・氏名等を記入して封入後、取りまとめ担当者に提出してください。なお、最終的に確認資料を提出する必要が無い場合は、調査票のみを提出してください。

⑤

(←左上に確認資料をホッチキス留めしてください)

健保券提出期限： 2026年10月2日

健康保険 被扶養者調査票

記号	被保険者氏名	年齢
番号		性別

配偶者の有無	夫婦共同扶養の確認欄	確認要	確認不要
あり(氏名)	④要	確認資料	備考
なし(□未婚 □離婚 □逝去)	不要	但し、当該健康保険被扶養者は確認資料は不要です。(フローチャートBご参照)	
		(記号)	(番号)

被扶養者氏名	生年月日 続柄	同居・別居 (□無い・別居をマークしてください)	学生の確認 (□無い・学生をマークしてください)	現在の収入状況 (□無い・収入が56万未満をマークしてください)	確認資料	備考
					④必要	①

<記入例>

(←左上に確認資料をホッチキス留めしてください)

事業所名
所属コード 12345
所属名 東京営業部
りそな 太郎 様
(6789)

りそな健保の加入者であるか否かにかかわらず配偶者の有無をチェックし、ありの場合は氏名を記入してください。

配偶者の所得証明(確認資料フローチャートBご参照)を提出してください。
子は収入の多い方の被扶養者となります。

健康保険 被扶養者調査票

記号	被保険者氏名	年齢
番号		性別
4010	りそな 太郎	48 男
6789	りそな 太郎	

配偶者の有無	天婦	扶養の確認欄	確認要	確認不要	備考
あり(氏名) りそな 花子	要	確認資料			
なし(□未婚 □離婚 □逝去)	不要	但し、当該健康保険被扶養者は確認資料は不要です。下欄に記号番号をご記入ください。			
		(記号)	4017	(番号)	23456

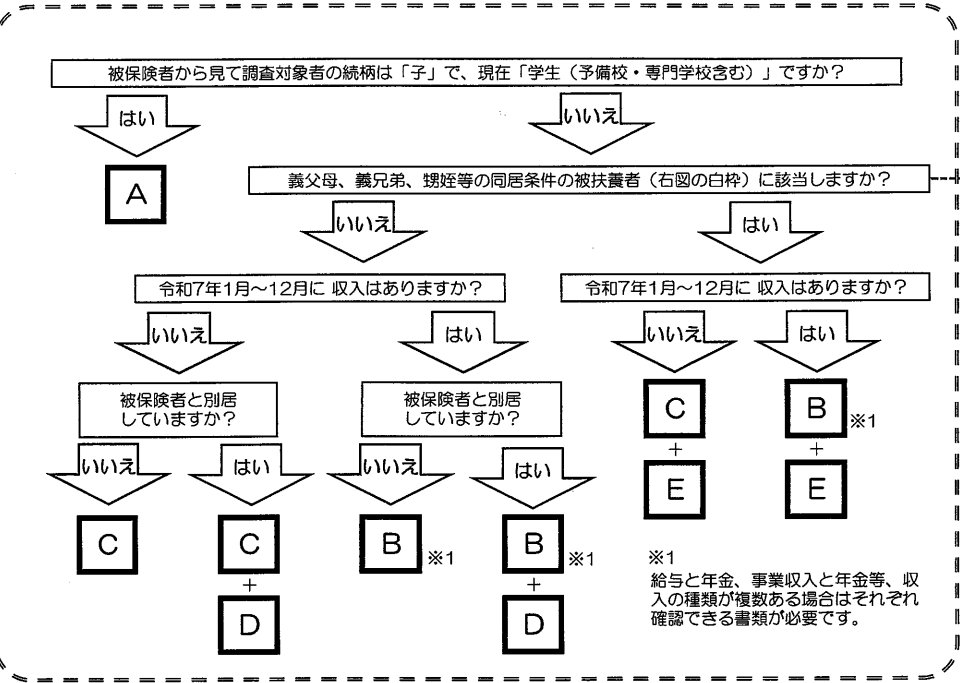
確認要にチェックがある場合、本欄を記入してください。
確認不要にチェックがあり、記入欄に※が印字されている場合は記入不要です。

※市庁提出期限： 2026年10月2日
日中連絡先電話番号

被扶養者氏名	生年月日 続柄	同居・別居 (□無い・別居をマークしてください)	学生の確認 (□無い・学生をマークしてください)	現在の収入状況 (□無い・収入が56万未満をマークしてください)	確認資料	備考
りそな 太郎	H16.1.1 子	□同居 □別居(単身赴任・就学・施設入居) □別居(自己都合)	□学生 (準備校・専門学校生含む) □学生以外	□給与(パート・アルバイト含む) □その他(事業収入、配当利子、不動産収入等) □年金(□老齢 □遺族 □障害 □その他) □無収入(年金受給予定)	必要	9月1日就職 1999年10月01日
りそな 太郎	H20.1.1 子	□同居 □別居(単身赴任・就学・施設入居) □別居(自己都合)	□学生 (準備校・専門学校生含む) □学生以外	□給与(パート・アルバイト含む) □その他(事業収入、配当利子、不動産収入等) □年金(□老齢 □遺族 □障害 □その他) □無収入(年金受給予定)	必要	今年3月に卒業し無職の場合は、その旨記入してください。 確認資料は不要です。
りそな 太郎	H22.1.1 子	□同居 □別居(単身赴任・就学・施設入居) □別居(自己都合)	□学生 (準備校・専門学校生含む) □学生以外	□給与(パート・アルバイト含む) □その他(事業収入、配当利子、不動産収入等) □年金(□老齢 □遺族 □障害 □その他) □無収入(年金受給予定)	必要	今年3月に卒業し無職の場合は、その旨記入してください。 確認資料は不要です。
りそな 太郎	H23.1.1 子	□同居 □別居(単身赴任・就学・施設入居) □別居(自己都合)	□学生 (準備校・専門学校生含む) □学生以外	□給与(パート・アルバイト含む) □その他(事業収入、配当利子、不動産収入等) □年金(□老齢 □遺族 □障害 □その他) □無収入(年金受給予定)	必要	今年3月に卒業し無職の場合は、その旨記入してください。 確認資料は不要です。

<確認資料フローチャート>

調査票の確認資料の要否欄に「要」と記載されているご家族一人ずつご確認ください。



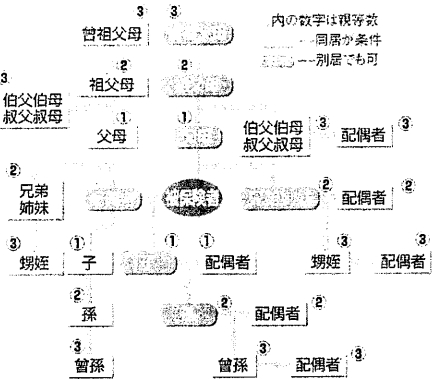
<確認資料一覧表>

ご提出いただいた資料は返却しませんので、原本が必要な場合は写しをご提出ください。

A	学生証 または 在学証明書 学生証の場合は両面の写しをご提出ください。有効期限の記載が無い場合は在学証明書等をご提出ください。 発行日が2026年の場合は有効期限の記載が無いものでも可。
B	給与収入 (パート・アルバイト収入等) 「令和7年分 源泉徴収票」または「令和8年度 住民税決定通知書」または「令和8年度 課税(非課税) 証明書」 ※令和7年以降に認定された方で、認定日以降に収入がある方は直近の給与明細3ヵ月分 確定申告書 + 収支内訳書(税務署受付印または電子申告が確認できるもの) ・ 確定申告書…令和7年分の確定申告書(令和8年2～3月確定申告分) ・ 収支内訳書…上記確定申告書の経費の計算書 自営業収入 (事業収入・不動産収入・配当金等) 年金収入 (障害年金、遺族年金を含む) 直近の「年金額改定通知書」または「年金支払通知書」(源泉徴収票は不可) ※ 紛失された場合は年金事務所へ再発行を依頼のうえ、ご提出ください。
C	令和8年度の課税(非課税) 証明書(令和7年1月1日～12月31日の収入が記載されたもの) ・ 令和8年1月1日に住民票があった市町村で発行されます。 ・ 無収入の方は、収入が無いことの証明資料となります。 ・ 「子」が令和8年3月まで学生で4月以降無職の場合は備考欄にその旨ご記入ください。(確認書類は不要)
D	直近1年間の送金(仕送り)が確認できる資料 ・ 送り手と受け手が確認できる振込領収書、預金通帳等 ※ 手渡しや物品など送金の証明が無い場合は、基準外となり資格喪失となります。 ※ 被保険者が単身赴任、対象の被扶養者が施設に入居している場合は不要ですので、備考欄にその旨ご記入ください。
E	世帯全員が記載された住民票(発行後3ヶ月以内、マイナンバー記載なし)

※ 別途資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【同居条件の被扶養者】
(右図の白枠)



【配偶者の確認資料（一覧表B・C）】

配偶者の収入が「0」または「給与収入のみ」の場合、以下の①または②で確認資料を代替できますので、写しをご提出ください。(給与以外の収入(年金等)がある方は代替できません。)

- ① 被保険者の令和7年分 源泉徴収票（控除対象配偶者の有無等欄の有に〇、*等が印字されたものに限る）
- ② 被保険者の令和8年度 住民税決定通知書（控配（控除対象配偶者）欄に*が印字されたものに限る）

(ご参考)

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 (受給者番号)

(役職名)

氏名 (フリガナ)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	円	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の(特別)控除の額	円	円	円	円
有無等	老人	特定	老人	その他
有	従有	円	人	人
〇		380,000	0	0
社会保険料等の金額	円	円	円	円
生命保険料の控除額	円	円	円	円
地震保険料の控除額	円	円	円	円
住宅借入金等特別控除の額	円	円	円	円

〇、*等が印字されていること

【海外に在住し、日本国内に住所を有しない被扶養者（留学生を除く）】

確認資料については以下をご参照ください。

- ・ 収入が確認できる書類

収入がある場合	公的機関または勤務先から発行された収入証明書
収入がない場合	収入がないことを証明する公的証明書またはそれに準ずる書類 (自治体発行の無収入証明、管轄税務署発行の無所得証明書等)

※ 上記の書類が添付できない場合は、別途「海外被扶養者の現況届出書」をご提出ください。
(書式は当健保ホームページのお知らせ欄に掲載しています)

- ・ 送金証明書

金融機関発行の振込領収書または振込先の通帳の写し等（一覧表「D」ご参照）